

規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一三―五二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項に次の一号を加える。

三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第一号に規定する障害者である職員のうち、同法第三十七条第二項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であつて勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として任命権者が認めるもの

第一条の二第二項中「第一条の四第二項第一号」を「第一条の四第一項第四号」に改める。

第一条の四第一項第一号中「六時間」を「四時間三十分」に改め、「。次項第一号において同じ」を削り、同項第二号中「午前九時から午後四時」を「午前十時から午後三時三十分」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第一条の二第一項各号に掲げる職員の勤務時間は、区分期間（同条第二項の規定による週休日を含む区分期間を除く。）ごとにつき一日（休日等を除く。以下この号において「特例対象日」という。）については、第一号の規定にかかわらず、四時間三十分未満とすることができることとし、特例対象日については、第二号の規定は適用しないこと。

第一条の四第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に、「及び第二号又は前項第一号」を「、第二号及び第四号」に、「及び第二号に定める」を「に定める」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項第二号」を削り、同項を同条第三項とする。

第一条の五第三項第二号中「前条第二項」を「前条第一項」に改める。

第十九条の三第三項第一号を次のように改める。

一 前項第一号に定める以外の負傷又は疾病に係る療養のための休暇 一の年度において連続して九十日を超えない期間

第十九条の三に次の三項を加える。

10 第十条第二項、第三項第四号及び第五号、第四項、第五項並びに第六項ただし書の規定は、第三項第一号の休暇について準用する。ただし、第十条第三項第四

号及び第五号の規定は、次項に規定する場合にあっては、準用しない。

11 条件付採用期間中の非常勤の職員が第三項第一号の休暇を使用する場合の同号の規定の適用については、同号中「一の年度において連続して九十日を超えない期間」とあるのは、「その療養に必要な期間」とする。

12 非常勤の職員が定期的に通院加療を行うことが医学的に見て明らかに必要と判断された場合で、任命権者が委員会と協議して当該通院加療のため第三項第一号の休暇を使用することが必要と認められる場合の同号の規定の適用については、同号中「一の年度において連続して九十日を超えない期間」とあるのは、「その療養に必要な期間」とする。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

（特別の事情を有する場合の特例）

第十九条の四 任命権者は、職務の特殊性等により、第十九条から前条までの規定により難い場合における非常勤の職員の勤務時間及び休暇については、委員会の承認を得て、別に定めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第一条の四第一項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた勤務時間の割振りについて適用し、同日前に行われた勤務時間の割振りについては、なお従前の例による。